

学校施設利用の手引き



前橋市教育委員会

(令和8年度版)

目 次

前橋市の学校施設を利用する皆さんへ	1
利用に関する手順	2
使用料	4
決済後のキャンセル	4
キーボックスの鍵	4
器物破損事故等発生時に関する手順	5
令和8年度以降の学校施設利用運営委員会の業務	6
前橋市立学校の施設の利用に関する規則	7
前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則	10
前橋市立学校施設利用実施要領	13
学校施設利用運営委員会の設置及び運営に関する要領	15
事故発生報告書（実施要領様式第1号）	16
【別添】前橋市立学校の施設利用 団体登録、予約マニュアル	

＜前橋市の学校施設を利用する一般団体の皆さんへ＞

学校の施設は、「前橋市立学校の施設の利用に関する規則」第1条で規定しているとおおり、学校教育に支障のない範囲内で貸し出しを行っているものとなります。

つきましては、ご利用にあたり、以下の点に留意してください。

- ・利用に必要な消耗品は各団体で用意し、利用後は持ち帰ってください。
(備え付けのものや、各団体で準備が難しいもの【例：サッカーやバスケットボールのゴール、バレー・バドミントンの支柱など】以外は消耗品と考えてください。)
- ・学校の器具庫内にある用具等を勝手に利用しないでください。
- ・屋内施設を利用の際は、各施設に適した履物を用意してください。なお、校庭でのスパイクシューズ使用の可否については、各学校へ確認してください。
- ・施設を利用した後は、モップ掛けや整地、ゴミの持ち帰りを行ってください。
- ・学校の施設に無断で手を加えたり、持参した用具等を置いていたりしないでください。学校の許可のないものは、当該団体の負担で原状に戻していただきます。
(物置を設置する、マウンドを作る、グラウンドにマーカーを打つ、ラインテープを貼る、電気配線を引く、器具庫などに用具を置いていくなどは不可。)
- ・利用時間内に後片付けを済ませ、退出するようお願いいたします。利用時間の延長はできません。(次の団体の時間にかからないよう気を付けてください。特に夜間は近隣住民の迷惑とならないよう速やかな帰宅をお願いします。)
- ・予約した時間枠を他団体に譲渡することはできません。
- ・大会やスポーツ教室等、団体名簿にない不特定多数が集まるような利用は原則できません。市内体育施設等のご利用をご検討ください。
- ・学校行事や施設の補修等で、予定していた活動日に急遽利用ができなくなる場合があります。また、事前に施設の補修期間が決まっている場合は、前橋市公共施設予約システムでその期間を休館日と設定させていただきます。

その他、本手引きに記載の内容をよくご確認いただき、適切にご利用くださいますようお願いいたします。

上記の点が守られないような利用があった場合、利用状況を確認させていただくことがあります。状況によっては利用や団体登録の取り消しをさせていただくこともあります。

2ページ以降の各種手順、令和8年度以降の学校施設利用運営委員会の業務、規則、要領を熟読いただき、利用する皆さんはもちろん、児童生徒が快く活動できるよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

前橋市教育委員会

<利用に関する手順>

1 団体登録申請、使用料免除申請

◇「前橋市電子申請受付システム」(LoGo フォーム)にて、団体登録申請をする。使用料の免除を希望する団体は、免除申請も行う。

- ・登録できる団体は、原則として利用しようとする学校の通学区域に在住、在勤、在学している者が過半数いる10人以上の団体
- ・毎年度提出すること
- ・公共的団体(自治会、地区体育協会等)の登録申請は不要

利用団体



団体登録申請フォーム



使用料免除フォーム

2 団体の審査・登録

◇団体登録申請が適当と認められるときは、登録する。

★確認事項

- ・構成員が10人以上の団体か？
(富士見中学校テニスコートは4人以上の団体か？)
- ・学校の通学区域に在住、在勤、在学している者が過半数いるか？

◇使用料免除が適当と認められるときは、承認する。

★確認事項

- ・構成員の過半数が小・中学生か？
- ・公開性があるか？
- ・活動の様子がわかる資料の添付があるか？

学務管理課

3 ログインID及びパスワードの発行

◇団体登録したメールアドレスに、前橋市公共施設予約システムのログインIDと仮パスワードを送付する。

★確認事項

- ・免除申請についても同時期に通知する。

学務管理課

4 利用の調整

◇年度末に、学校施設利用運営委員会が中心となり利用調整会議等を開催する。新規利用団体の参入等により利用希望日時が重複する場合は、利用の調整を図る。

- ・次年度の年間の定期利用について協議する。(会議に参加した団体は、「調整団体」となり、利用日の属する3か月前の1日から、調整会議で決まった日時を予約できる。)
- ・年度途中(調整会議後)に登録した団体は「一般団体」となり、利用日の属する2か月前の1日から空いている時間帯を予約できる。

学校施設利用
運営委員会
(利用団体)

◇富士見中学校の利用団体

- ・利用調整団体については、抽選機能を用いて予約をする。
- ・毎月1～10日まで受付、11日10時に結果が公開される。
(抽選は次月1か月分予約申請可能)
- ・21日0時以降は、調整団体以外の一般団体も含めて先着順にて空いている時間帯を予約できる。
- ・富士見中学校は、抽選予約、先着予約ともに月4コマまで。

5 施設予約

◇前橋市公共施設予約システムを用いて、施設予約を行う。

★確認事項

- ・発行されたログインIDとパスワードでログインする。
- ・使用料免除団体以外は、利用日の7日前までに使用料を納付する。
(期日までに納付がなければ、予約は自動キャンセルとなる)

利用団体



前橋市公共施設
予約システム

6 施設の利用

◇規則、ルール、マナーを遵守し、施設を利用する。

★確認事項

- ・施設の鍵(キーボックス)を使用した場合は、使用簿に記入する。

利用団体

7 利用状況の報告

◇利用後、「前橋市電子申請受付システム」(LoGo フォーム)にて、速やかに利用状況の報告を行う。

★確認事項

- ・報告がない、利用状況に不明な点があるなどの場合、利用状況を確認させていただく場合があります。

利用団体



利用日誌フォーム

●利用できない日、利用時間

◇夏季休業期間における完全休業日とその前日及び12月28日から翌年の1月3日までは利用できない。

◇学校教育に支障のない範囲内で、

原則、平日は18時～21時、休日は9時～21時(屋外利用については、4月～10月は6時～21時)とする。

●利用の制限

◇学校施設等に危害が及ぶと想定される種目(フットサル等)については、前橋市立学校の施設の利用に関する規則第9条第5号の規定により、校長の専決で利用を制限できる。

<使用料>

使用料の原価算定をもとに、年間の費用を積算し、通年で以下の使用料とする。

施設	使用料/ 1 h	備考
体育館（空調設備なし）	200 円	
体育館（空調設備あり）	500 円	空調代含む
中学校卓球場、柔剣道場	100 円	
昼間の校庭	100 円	
夜間の校庭	1,000 円	夜間照明代含む
昼間のテニスコート/ 1 面	100 円	
夜間のテニスコート/ 1 面	400 円	夜間照明代含む

※体育館の空調の使用は6月～9月末まで

※以下の場合、申請に基づき使用料を免除とする。

- (1) 市が主催し、又は共催する事業で利用する場合
- (2) 市内の公共的団体又はこれに準ずる団体が行事等で一時的に利用する場合
- (3) 市スポーツ少年団に登録している団体、部活動の地域展開団体又はこれに準ずるこども主体の団体が利用する場合

<決済後のキャンセル>

◇「前橋市電子申請受付システム」(LoGo フォーム)にて、申請を行う。

- ・利用日の前日までに申請があった場合、他の利用日への充当または使用料の還付を行うことができる。
- ・学校行事や施設の補修等で学校施設を利用できなかった場合や、当日悪天候により使用できなかった場合などは、当日の申請であっても他の利用日への充当または使用料の還付を行うことができる。

利用団体



決済後の還付申請
フォーム

<キーボックスの鍵>

- ・令和8年度から、各学校に設置したキーボックスを用いて利用施設の鍵の管理を行う。
(富士見中学校は除く)
- ・必要な団体には、キーボックスの鍵を1本ずつ貸与する。鍵の複製は禁止する。
- ・鍵を紛失した場合、キーボックス本体の錠を交換し、新しい鍵を当該団体費用にて利用団体数分作成する。
- ・キーボックス内の学校施設の鍵を紛失した場合は、当該団体の負担で学校施設の錠を交換する。鍵の紛失団体が不明の場合は、学校施設利用運営委員会内で協議の上、学校施設利用運営委員会が施設の錠を交換することとする。
- ・鍵の借用、複製、予約時間外の利用などの不正利用があった場合、当該団体の利用を年度末まで停止する。
- ・鍵の借用、返却の状況を正確に把握するため、使用簿をキーボックスの中に備えておき、利用後に各団体が記入する。

< 器物破損事故等発生時に関する手順 >

1 事故の発生

◇事故発生時の初期対応【加害利用団体】

- ・器物破損事故等が発生した場合には、安全の確保をした後で、破損個所の記録撮影、二次被害につながらないような対策（固定、表示など）を行う。
- ・学校施設利用運営委員会の会長及び学校、学務管理課に連絡する。（夜間や休日の場合は、翌開庁日に速やかに連絡）
- ・必要に応じて次の利用団体に連絡する。

※夜間や休日でも緊急時は、市役所の代表電話へ連絡する。(027-224-1111)

◇利用団体への周知【学校施設利用運営委員会】

- ・施設利用ができない範囲、期間など。
（事故の原因が一つの団体とは限らない場合、対応を委員会で協議する。）

※調整会議の際等に、各団体の連絡先や次の利用団体の連絡先をよく確認し、事故発生時に対応できるようにしておく。

2 事故発生現場の確認

◇破損箇所や発生状況の確認【加害利用団体、学校施設利用運営委員会、学校】

3 事故の報告

◇学校経由で「事故発生報告書」を教育委員会(学務管理課)へ提出【加害利用団体】

- ・様式第1号（第6条関係）に記入後、学校へ提出しチェックを受ける。

4 補修

◇業者に補修を依頼【加害利用団体】

- ・補修方法について、事前に学務管理課（027-898-5865）に確認をとる。
- ・状況に応じて教育施設課と協議をする。

5 補修費用の支払い

◇補修業者へ補修費用を支払う【加害利用団体】

※補修費用については、加害利用団体が負担する。

＜令和8年度以降の学校施設利用運営委員会の業務＞

《学校施設利用運営委員会の業務》（前橋市立学校施設の利用に関する事務業務）

- (1) 利用調整会議の開催・利用日時の調整
- (2) 学校施設の利用に関する事務業務の書類作成
年度始：承諾書・請求書の作成
年度末：業務完了報告書・収支決算書の作成
- (3) 学校施設利用運営委員会の会計事務
- (4) 事故発生時の事後処理の確認
- (5) 円滑な利用のための確認・協議

※学校施設利用運営委員会には各利用団体の代表者が必ず1名参画する。上記の業務は、学校施設を利用している団体の代表者において運営されることを原則とする。

※教育委員会との連絡、事故発生時など一部業務については、必要に応じて学校にも補助的にかかわっていただく。

【運営イメージ】

《学校施設利用運営委員会》

- ・各利用団体の代表者1名が必ず参画して組織し、地域住民が参画することもできる。
- ・会長は、各利用団体の代表者、または地域住民から選出することを原則とする。
- ・事故発生時の対応、円滑な利用のためのルールの遵守など、利用者が当事者意識をもち運営する。
- ・調整会議では、既存団体・新規団体にかかわらず、利用ができない団体が出ないよう協議する。

○前橋市立学校の施設の利用に関する規則

平成15年6月27日
教育委員会規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育に支障のない範囲内で市立学校の施設（前橋市立富士見中学校のテニスコートを除く。）を市民の利用に供することにより、青少年の健全育成、地域文化及び地域スポーツの振興を図ることを目的とする。

(学校施設)

第2条 この規則において「学校施設」とは、前橋市立学校設置条例（昭和39年前橋市条例第29号）第2条に規定する市立学校の建物その他の工作物及び土地（前橋市立富士見中学校のテニスコートを除く。）をいう。

(利用日時)

第3条 学校施設を利用できる日及び時間は、教育長が別に定める。

(利用者の範囲)

第4条 学校施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 市内の公共的団体及びこれに準ずる団体
- (2) 10人以上で構成する団体でその過半数が当該学校の通学区域に在住し、在勤し、又は在学しているもの
- (3) その他教育長が特に必要があると認めた団体

(学校施設利用運営委員会)

第5条 学校の通学区域単位に学校施設利用運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。（ただし、幼稚園、高等学校を除く）

2 委員会は、学校施設の利用に関し必要な運営事務を行う。

3 委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(利用団体の登録)

第6条 学校施設を利用しようとする第4条第2号又は第3号に規定する団体は、学校施設利用団体登録申請書に、必要な書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該団体を当該学校施設の利用団体として登録するものとする。

3 教育長は、前項の規定による登録をした利用団体が当該学校施設の利用に際し、第13条の規定に違反したときは、当該利用団体の登録を取り消すことができる。

(利用の申請及び許可)

第7条 学校施設の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用しようとする日の7日前までに学校施設利用申請書を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請者に対し、学校施設利用許可書を交付するものとする。

3 申請者は、学校施設利用許可書の交付を受ける際、前橋市行政財産使用料条例（平成10年前橋市条例第7号）の定めるところにより使用料を納付するものとする。

4 教育長は、学校施設の管理上必要があると認めるときは、学校施設の利用の許可に条件を付することができる。

(使用料の免除)

第8条 使用料の免除を受けようとする者は、学校施設使用料免除申請書を教育長に提出しなければならない。ただし、教育長が特に必要があると認めるときはこの限りでない。

2 教育長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請者に対し、学校施設使用料免除決定通知書を交付するものとする。

3 教育長は、第1項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。

- (1) 市が主催し、又は共催する事業で利用する場合
- (2) 市内の公共的団体又はこれに準ずる団体が行事等で一時的に利用する場合
- (3) 市スポーツ少年団に登録している団体、部活動の地域展開団体又はこれらに準ずるこども主体の団体が利用する場合
- (4) その他教育長が特に必要があると認めた場合

(利用の制限)

第9条 教育長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の利用を許可しない。

- (1) 特定の政党の政治活動で利用すると認めるとき（選挙公営のために利用するときを除く。）。
- (2) 特定の宗教団体の宗教活動に利用すると認めるとき。
- (3) 営利を目的とする個人又は団体の事業に利用すると認めるとき。
- (4) 公益に反するおそれがあると認めるとき。
- (5) その他校長が教育上支障があると認めるとき。

（利用の許可の取消し等）

第10条 教育長は、学校施設利用許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該学校施設の利用を制限し、若しくは中止させ、又はその許可を取り消すことができる。

- (1) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (2) 利用の許可後、前条各号のいずれかに該当すると認めるとき。
- (3) その他校長が教育上又は学校施設の管理上支障があると認めるとき。

（利用の変更等）

第11条 利用者は、許可を受けた事項を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、学校施設利用変更・取消申請書を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請者に対し、学校施設利用変更・取消許可書を交付するものとする。

（使用料の還付）

第12条 前橋市行政財産使用料条例第6条ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、学校施設使用料還付申請書に、必要な書類を添えて教育長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第13条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで学校施設内において、物品の販売、宣伝その他営利を目的とする行為をしないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 火災その他災害の防止に万全を期すること。
- (5) 学校施設において、喫煙をしないこと。
- (6) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（賠償責任）

第14条 利用者は、学校施設の利用に際し当該学校施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することができないときは、市長の認定する額を賠償しなければならない。

（施設の管理責任）

第15条 学校施設の利用に関する事務は、教育長が行う。

2 学校施設の利用に伴う管理上の責任は、教育長に帰属するものとする。

（事務の委託）

第16条 教育長は、学校施設の利用に関する事務を委員会に委託することができるものとする。

（書類の様式）

第17条 次に掲げる書類の様式は、教育長が別に定める。

- (1) 学校施設利用団体登録申請書
- (2) 学校施設利用申請書
- (3) 学校施設利用許可書
- (4) 学校施設使用料免除申請書
- (5) 学校施設使用料免除決定通知書
- (6) 学校施設利用変更・取消申請書
- (7) 学校施設利用変更・取消許可書
- (8) 学校施設使用料還付申請書

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、学校施設の利用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年8月1日から施行する。
- 2 前橋市立学校施設の開放に関する規則（昭和50年前橋市教育委員会規則第11号）は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の前橋市立学校施設の開放に関する規則（以下「旧規則」という。）第9条第2項の規定によりされた許可は、使用日を平成15年8月31日までにするものに限り第5条第2項の規定によりされた許可と見なし、当該許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。
- 4 旧規則第4条第2項の規定により委嘱された開放管理者は、第14条第2項の規定により委嘱された開放管理者と見なす。
- 5 前橋市立小学校、中学校及び養護学校管理規則（昭和50年前橋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第35条中「前橋市立学校の施設使用に関する規則（平成12年前橋市教育委員会規則第7号）」を「前橋市立学校の施設の利用に関する規則（平成15年前橋市教育委員会規則第9号）」に改める。
- 6 前橋市立高等学校管理規則（昭和50年前橋市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
第31条第1項中「前橋市立学校の施設使用に関する規則（平成12年前橋市教育委員会規則第7号）」を「前橋市立学校の施設の利用に関する規則（平成15年前橋市教育委員会規則第9号）」に改める。
- 7 前橋市立幼稚園管理規則（昭和52年前橋市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
第28条第1項中「前橋市立学校の施設使用に関する規則（平成12年前橋市教育委員会規則第7号）」を「前橋市立学校の施設の利用に関する規則（平成15年前橋市教育委員会規則第9号）」に改める。
- 8 第5条第3項の規定は、平成15年11月1日以降の利用について適用する。
（平成15年教委規則12号・追加）
附 則（平成15年7月23日教委規則第10号）
この規則は、平成15年8月1日から施行する。
附 則（平成15年8月29日教委規則第12号）
この規則は公布の日から施行する。
附 則（平成16年3月29日教委規則第2号）
1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第8条第3項の規定は、平成16年4月1日以後の利用から適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。
2 この規則の施行前に改正前の前橋市立学校の施設の利用に関する規則により調製した様式については、残存するものに限り当分の間、所要の修正をして使用することができる。
附 則（平成19年3月30日教委規則第6号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。
附 則（平成21年2月13日教委規則第9号）
この規則は、平成21年5月5日から施行する。
附 則（平成24年2月20日教委規則第3号）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
附 則（平成28年11月17日教委規則第9号）
この附則は、平成29年4月1日から施行する。
附 則（令和4年3月17日教委規則第4号）
この附則は、令和4年4月1日から施行する。
附 則（令和8年2月17日教委規則第2号）
この附則は、令和8年4月1日から施行する。

○前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則

平成21年2月16日
教育委員会規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育に支障のない範囲内で前橋市立富士見中学校のテニスコート(以下「テニスコート」という。)の施設を市民等の利用に供することにより、青少年の健全育成、地域文化及び地域スポーツの振興を図ることを目的とする。

(学校施設)

第2条 この規則において「学校施設」とは、テニスコート及びその附属施設をいう。

(利用日時)

第3条 学校施設を利用できる日及び時間は、別表のとおりとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用者の範囲)

第4条 学校施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

(1) 市内団体

(2) その他教育長が特に必要があると認めた団体

(利用団体の登録)

第5条 学校施設を利用しようとする団体は、学校施設利用団体登録申請書に、必要な書類を添えて教育長に提出し、団体の登録を受けなければならない。

2 前項の規定に基づく団体の登録の有効期間は、当該登録した日から当該登録した日の属する年度の3月31日までとする。

(利用の申請及び許可)

第6条 学校施設の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用しようとする日の7日前までに学校施設利用申請書を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請者に対し、学校施設利用許可書を交付するものとする。

3 申請者は、前項の利用許可書の交付を受ける際、前橋市行政財産使用料条例(平成10年前橋市条例第7号)に基づく使用料を納付するものとする。

4 教育長は、学校施設の管理上必要があると認めるときは、第2項の許可に条件を付することができる。

(使用料の免除)

第7条 使用料の免除を受けようとする者は、学校施設使用料免除申請書を教育長に提出しなければならない。ただし、教育長が特に必要があると認めたときはこの限りでない。

2 教育長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請者に対し、学校施設使用料免除決定通知書を交付するものとする。

3 教育長は、第1項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。

(1) 市が主催し、又は共催する事業で利用する場合

(2) 市内の公共的団体又はこれに準ずる団体が行事等で一時的に利用する場合

(3) 市スポーツ少年団に登録している団体、部活動の地域展開団体又はこれらに準ずるこども主体の団体が利用する場合

(4) その他教育長が特に必要があると認めた場合

(利用の制限)

第8条 教育長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の利用を許可しない。

(1) 特定の政党の政治活動で利用すると認めるとき(選挙公営のために利用するときを除く。)

- (2) 特定の宗教団体の宗教活動に利用すると認めるとき。
- (3) 営利を目的とする個人又は団体の事業に利用すると認めるとき。
- (4) 公益に反するおそれがあると認めるとき。
- (5) その他校長が教育上支障があると認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 教育長は、第6条第2項に規定する利用許可書の交付を受けた団体（以下利用団体という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の利用を制限し、若しくは中止させ、又はその許可を取り消すことができる。

- (1) 利用許可の条件に違反したとき。
- (2) 利用許可後、前条各号のいずれかに該当すると認めるとき。
- (3) その他校長が教育上又は学校施設の管理上支障があると認めるとき。

(利用の変更等)

第10条 利用団体は、許可を受けている事項を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、学校施設利用変更・取消申請書を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請者に対し、学校施設利用変更・取消許可書を交付するものとする。

(使用料の還付)

第11条 前橋市行政財産使用料条例第6条ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、学校施設使用料還付申請書に、必要な書類を添えて教育長に申請しなければならない。

(遵守事項)

第12条 学校施設の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで学校施設内において、物品の販売、宣伝その他営利を目的とする行為をしないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 火災その他災害の防止に万全を期すること。
- (5) 学校施設において、喫煙をしないこと。
- (6) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(事故の報告)

第13条 利用団体は、事故が発生したときには、直ちに事故発生報告書を教育長に提出しなければならない。

(賠償責任)

第14条 利用団体は、学校施設の利用に際し当該学校施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することができないときは、市長の認定する額を賠償しなければならない。

(施設の管理責任)

第15条 学校施設の利用に関する事務は、教育長が行う。

2 学校施設の利用に伴う管理上の責任は、教育長に帰属するものとする。

(利用状況の報告)

第16条 利用団体は、学校施設を利用したときは、学校施設利用日誌に利用状況を記載し、教育長へ提出しなければならない。

(書式の様式)

第17条 次に掲げる書式の様式は、教育長が別に定める。

- (1) 学校施設利用団体登録申請書
- (2) 学校施設利用申請書
- (3) 学校施設利用許可書
- (4) 学校施設使用料免除申請書

- (5) 学校施設使用料免除決定通知書
- (6) 学校施設利用変更・取消申請書
- (7) 学校施設利用変更・取消許可書
- (8) 学校施設使用料還付申請書
- (9) 事故発生報告書
- (10) 学校施設利用日誌

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、学校施設の利用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年5月5日から施行する。

附 則 (平成26年12月22日教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年11月17日教委規則第9号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月17日教委規則第5号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年2月17日教委規則第3号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

学 校 施 設	利用日	利 用 時 間
テニスコート	休日等	午前9時から午後9時まで (ただし、4月1日から10月30日までは午前6時から午後9時まで)
	平日	午後6時から午後9時まで

備考 「休日等」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日、土曜日及び前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則(昭和50年教育委員会規則第1号)第8条の2に規定する休業日をいう。

○前橋市立学校施設利用実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市立学校の施設の利用に関する規則（平成15年教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、地域文化活動及び地域スポーツ活動による学校施設の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用校及び利用施設)

第2条 教育長は、校長と協議のうえ、学校教育に支障のない範囲内で学校施設の利用を行う学校を指定することができる。

- 2 前項で指定された学校の校長は、利用できる学校施設を指定することができる。ただし、プールについては利用できないものとする。

(利用日時)

第3条 規則第3条に規定する学校施設を利用できる日は、教育長が指定する夏季休業期間における完全休業日とその前日及び12月28日から翌年の1月3日までを除く日で、学校教育に支障のない範囲内とする。

- 2 学校施設を利用できる時間は、別表のとおりで、学校教育に支障のない範囲内とする。
- 3 校長は、特に必要があると認めるときは、利用できる日及び時間を変更することができる。

(利用団体の登録)

第4条 規則第6条に規定する利用団体の登録をするときは、学校施設利用団体登録申請書のほか、当該利用団体の構成員の氏名、居住地又は在勤地又は在学地を明らかにしたものを添付しなければならない。

- 2 利用団体の登録の有効期間は、当該登録をした年度の4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度途中で登録した場合は、当該登録をした日から当該登録をした日の属する年度の3月31日までとする。

(利用日時の調整)

第5条 利用者は、教育長が指定する日までに学校施設利用申請書を提出しなければならない。

- 2 委員会は、利用者の利用できる日及び時間の重複を避けるため、第3条に規定する利用できる日及び時間の範囲内で、利用者の利用できる日及び時間の調整を行うことができる。
- 3 利用者は、前項の利用できる日及び時間の調整を行った後に、学校施設を利用できる日及び時間があるときは、利用しようとする7日前までに学校施設利用申請書を提出することができる。

(事故の報告)

第6条 利用者は、事故が発生したときは、速やかに学校施設利用運営委員会の会長、校長及び教育委員会所管課に報告しなければならない。

- 2 委員会の代表者が事故発生を報告を受けたときは、他の利用団体に施設利用ができない範囲、期間など周知するものとする。
- 3 事故を起こした利用者は、事故発生報告書（様式第1号）を作成し、校長に提出する。校長は、事故発生報告書を精査の上、教育長に提出するものとする。
- 4 利用者は、学校施設又は設備を損傷し、滅失したときに、規則第14条に規定する賠償責任を賄える、損害保険などの加入に努めなければならない。

(利用状況)

第7条 利用者は、学校施設を利用したときは、学校施設利用日誌（様式第2号）に利用状況を記載し、教育長へ提出しなければならない。

（書類の保管）

第8条 規則第6条、第7条及び第11条並びに本要領第5条第1項の規定に基づき提出された書類は、提出された日の翌年度より3年間、教育委員会所管課で保管するものとする。

（専決処理）

第9条 規則第6条及び第7条、第9条から第11条の規定に基づく事務は、当該学校の校長が専決のうえ処理することができる。

（その他）

第10条 規則及び本要領の地域文化活動に関する事項については生涯学習課が所管し、地域スポーツ活動に関する事項については学務管理課が所管するものとする。

附 則

この要領は、平成15年8月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条第2号関係）

学 校 施 設	利用日	利 用 時 間
屋内運動場・柔道場・剣道場・ スポーツができる屋内施設 (プールを除く)	休日等	午前9時から午後9時まで
	平日	午後6時から午後9時まで
屋外運動場・テニスコート・ スポーツができる屋外施設 (プールを除く)	休日等	午前9時から午後9時まで(ただし、 4月1日から10月31日までは、 午前6時から午後9時まで)
	平日	午後6時から午後9時まで
上記に掲げるもの以外の施設	休日等	午前9時から午後9時まで
	平日	午後6時から午後9時まで

備考「休日等」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日、土曜日及び前橋市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則(昭和50年教育委員会規則第1号)第8条の2に規定する休業日をいう。

○学校施設利用運営委員会の設置及び運営に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市立学校の施設の利用に関する規則（平成15年教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき学校施設利用運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(選任)

第2条 学校施設利用運営委員会（以下「委員会」という。）には、各利用団体より必ず1名が参画する。

2 地域住民が参画することも可とする。

3 同条第1項の規定により参画する各利用団体の委員または第2項の規定により参画する地域住民の中から、互選により、会長・事務担当・会計担当等を選出し、運営を行う。

但し、必要に応じ補助的に教職員が関わることも妨げない。

4 委員や役職の任期は該当年度末までとし、再任を妨げない。ただし、前任者が任期途中で退任した場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第3条 委員会の職務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 利用調整会議の開催・利用日時の調整

(2) 学校施設の利用に関する事務業務の書類作成

年度始：承諾書・請求書の作成

年度末：業務完了報告書・収支決算書の作成

(3) 委員会の会計事務

(4) 事故発生時の事後処理の確認

(5) 円滑な利用のための確認・協議

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

（あて先）前橋市教育委員会教育長

前橋市立
校長

学校

事故発生報告書

下記のとおり事故が発生しましたので報告します。

記

1	事故発生日時	年 月 日 ()	午前 午後	時	分
2	事故発生場所				
3	利用団体名及び代表者	団体名	代表者		
4	事故者	住所			
		氏名			
		電話番号	()		
5	事故の内容				
6	事故の顛末				
7	対応・補修状況等				

学校施設利用の手引き
(令和 8 年度版)

- 発 行 前橋市教育委員会
- 編 集 前橋市教育委員会事務局学務管理課